

がん対策基本法改正案要綱（案）

第 1 目的規定の改正

目的規定に、がん対策において、がん患者（がん患者であった者を含む。以下同じ。）がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっていることに鑑み、がん対策を推進する旨を追加すること。

第 2 基本理念の追加

基本理念として、次の事項を追加すること。

- ① がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深まるようにすること。
- ② それぞれのがんの特性に配慮したものとなるようにすること。
- ③ 福祉、雇用、教育その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に実施されること。
- ④ 国、地方公共団体、医療保険者、医師、事業主、学校、がん対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に実施されること。
- ⑤ がん患者の個人情報の保護について適正な配慮がなされるようにすること。

第 3 国民の責務に係る規定の改正

国民の責務につき、がんに関する正しい知識の例示としてがんの原因となるおそれのある感染症を規定するとともに、がん患者に関する理解を深めるよう努めなければならない旨を追加すること。

第 4 事業主の責務の新設

事業主は、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力するよう努めるとともに、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるものとする。

第 5 がん対策推進基本計画等の見直し期間に関する改正

がん対策推進基本計画及び都道府県がん対策推進計画の見直し期間について「少なくとも 5 年ごと」とされているところを「少なくとも 6 年ごと」に改めること。

第 6 がんの予防の推進に係る規定の改正

がんの予防の推進のために必要な施策の例示として、次の事項を明記すること。

- ① がんの原因となるおそれのある感染症に関する啓発及び知識の普及

- ② 性別、年齢等を考慮したがんの予防に関する啓発及び知識の普及

第7 がん検診によりがんの疑いがあると判定された者等が必要な診療を受け ることの促進等に係る規定の新設

- 1 国及び地方公共団体は、がん検診によってがん罹患している疑いがあり、又は罹患していると判定された者が必要かつ適切な診療を受けることを促進するため、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、がん検診の質の向上等に関する施策を効果的に実施するため、がん検診の実態の把握のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第8 緩和ケアのうち医療として提供されるものに携わる専門性を有する医療 従事者の育成の明記

がん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策の例示として、緩和ケアのうち医療として提供されるものに携わる医療従事者の育成を図るための施策を明記すること。

第9 がん患者の療養生活の質の維持向上に係る規定の改正

- 1 がん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策の例示として、次の事項を明記すること。
 - ① がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすること。
 - ② がん患者の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供が確保されるようにすること。
- 2 国及び地方公共団体は、がん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策のほか、がん患者の家族の生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。

第10 がん登録等の取組の推進に関する改正

国及び地方公共団体は、がんに係る調査研究の促進のため、がん登録等の推進に関する法律第2条第2項に規定するがん登録（その他のがんの罹患、診療、転帰等の状況の把握、分析等の取組を含む。以下第10において同じ。）、当該がん登録により得られた情報の活用等を推進するものとする。

第11 研究の推進等に係る規定の改正

- 1 国及び地方公共団体が研究の促進等を行う事項として、がんの治療に伴う副作用、合併症及び後遺症の予防及び軽減に関する方法の開発その他のがん患者の療養生活の質の維持向上に資する事項を追加すること。
- 2 国及び地方公共団体は、がん医療に係る有効な治療方法の開発に係る臨床研究等が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

こと。

第 12 がん患者の雇用の継続等に係る規定の新設

国及び地方公共団体は、がん患者（その家族を含む。以下第 12 及び第 14 において同じ。）の雇用の継続又は円滑な就職に資するよう、事業主に対するがん患者の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 13 がん患者における学業と治療との両立に係る規定の新設

国及び地方公共団体は、小児がんの患者その他のがん患者が必要な教育と適切な治療とのいずれをも継続的かつ円滑に受けることができるよう、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 14 民間団体の活動に対する支援に係る規定の新設

国及び地方公共団体は、民間の団体が行うがん患者の支援に関する活動、がん患者の団体が行う情報の交換等の活動等を支援するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 15 がんに関する教育の推進に係る規定の新設

国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、がんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第 16 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行するものとする。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。

がん対策基本法改正案要綱（案）

第1 目的規定の改正

目的規定に、がん対策において、がん患者（がん患者であった者を含む。以下同じ。）がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっていることに鑑み、がん対策を推進する旨を追加すること。

第2 基本理念の追加

基本理念として、次の事項を追加すること。

- ① がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深まるようにすること。
- ② それぞれのがんの特性に配慮したものとなるようにすること。
- ③ 福祉、雇用、教育その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に実施されること。
- ④ 国、地方公共団体、医療保険者、医師、事業主、学校、がん対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に実施されること。
- ⑤ がん患者の個人情報の保護について適正な配慮がなされるようにすること。

第3 国民の責務に係る規定の改正

国民の責務につき、がんに関する正しい知識の例示としてがんの原因となるおそれのある感染症を規定するとともに、がん患者に関する理解を深めるよう努めなければならない旨を追加すること。

第4 事業主の責務の新設

事業主は、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力するよう努めるとともに、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるものとする。

第5 がん対策推進基本計画等の見直し期間に関する改正

がん対策推進基本計画及び都道府県がん対策推進計画の見直し期間について「少なくとも5年ごと」とされているところを「少なくとも6年ごと」に改めること。

第6 がんの予防の推進に係る規定の改正

がんの予防の推進のために必要な施策の例示として、次の事項を明記すること。

- ① がんの原因となるおそれのある感染症に関する啓発及び知識の普及

- ② 性別、年齢等を考慮したがんの予防に関する啓発及び知識の普及

第7 がん検診によりがんの疑いがあると判定された者等が必要な診療を受け ることの促進等に係る規定の新設

- 1 国及び地方公共団体は、がん検診によってがん罹患している疑いがあり、又は罹患していると判定された者が必要かつ適切な診療を受けることを促進するため、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、がん検診の質の向上等に関する施策を効果的に実施するため、がん検診の実態の把握のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第8 緩和ケアのうち医療として提供されるものに携わる専門性を有する医療 従事者の育成の明記

がん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策の例示として、緩和ケアのうち医療として提供されるものに携わる医療従事者の育成を図るための施策を明記すること。

第9 がん患者の療養生活の質の維持向上に係る規定の改正

- 1 がん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策の例示として、次の事項を明記すること。
 - ① がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすること。
 - ② がん患者の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供が確保されるようにすること。
- 2 国及び地方公共団体は、がん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策のほか、がん患者の家族の生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。

第10 がん登録等の取組の推進に関する改正

国及び地方公共団体は、がんに係る調査研究の促進のため、がん登録等の推進に関する法律第2条第2項に規定するがん登録（その他のがんの罹患、診療、転帰等の状況の把握、分析等の取組を含む。以下第10において同じ。）、当該がん登録により得られた情報の活用等を推進するものとする。

第11 研究の推進等に係る規定の改正

- 1 国及び地方公共団体が研究の促進等を行う事項として、がんの治療に伴う副作用、合併症及び後遺症の予防及び軽減に関する方法の開発その他のがん患者の療養生活の質の維持向上に資する事項を追加すること。
- 2 国及び地方公共団体は、がん医療に係る有効な治療方法の開発に係る臨床研究等が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

こと。

第 12 がん患者の雇用の継続等に係る規定の新設

国及び地方公共団体は、がん患者（その家族を含む。以下第 12 及び第 14 において同じ。）の雇用の継続又は円滑な就職に資するよう、事業主に対するがん患者の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 13 がん患者における学業と治療との両立に係る規定の新設

国及び地方公共団体は、小児がんの患者その他のがん患者が必要な教育と適切な治療とのいずれをも継続的かつ円滑に受けることができるよう、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 14 民間団体の活動に対する支援に係る規定の新設

国及び地方公共団体は、民間の団体が行うがん患者の支援に関する活動、がん患者の団体が行う情報の交換等の活動等を支援するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 15 がんに関する教育の推進に係る規定の新設

国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、がんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第 16 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行するものとする。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。